

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
の翌日ときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定

保険医療機関等の指定

結核予防法による医療機関の指定

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十七条第一項に規定する業務を行う者の指定

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の認可

保安林の指定の解除予定

県道の区域の決定

県道の区域の変更

県道の供用の開始

◇地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任

◇公 告 毒物劇物取扱者試験の実施

告 示

鳥取県告示第八百四十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診療に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼 科	視覚障害	船 田 雅 之	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
内 科	心臓機能障害	池 淵 滋 雄	境港市米川町四四 鳥取県済生会境港総合病院
神経内科	肢体不自由	田 中 弘 道	東伯郡三朝町大字山田六九〇 国立三朝温泉病院
内 科	肢体不自由呼吸器機能障害	谷 崎 勝 朗	東伯郡三朝町大字山田八二七 岡山大学医学部附属病院三朝分院
内 科	ぼうこう又は直腸機能障害	原 田 英 雄	東伯郡三朝町大字山田八二七 岡山大学医学部附属病院三朝分院
眼 科	視覚障害	生 田 全	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院
泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	津 島 知 靖	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院

整形外科	肢体不自由	山根孝志	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院
眼科	視覚障害	伊藤久太郎	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第八百四十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二條の規定により告示する。

昭和六十一年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林原皮膚科泌尿器科医院	米子市博労町四丁目三六〇	昭和六十一年九月十六日
阿部医院	米子市角盤町二丁目一〇一―三	昭和六十一年九月十八日
君野歯科医院	鳥取市田園町三丁目一〇五	昭和六十一年九月十六日
野坂歯科医院	米子市福市一七二五―一	〃
清水薬局	米子市奥谷九三五一―二	〃

井田歯科診療所	境港市上道町一九八七	昭和六十一年九月十七日
中村歯科クリニック	鳥取市戎町四五三	昭和六十一年九月十八日
岡田医院	東伯郡東伯町大字丸尾八一―一	昭和六十一年九月十六日
Ａコープ東伯薬局	東伯郡東伯町大字徳万五五八一―一	〃

鳥取県告示第八百四十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十一年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
和順堂内科医院	高郡青谷町大字青谷四四六一―五	昭和六十一年九月十九日

鳥取県告示第八百四十七号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十六条の規定に基づき、昭和六十一年十月一日付けで同法第四十七条

第一項に規定する業務を行う者として指定したので、同法第四十八条において準用する同法第二十四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和六十一年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	住 所	事務所の所在地
社団法人鳥取市シルバ 人材センター	鳥取市永楽温泉町五五七	鳥取市永楽温泉町五五七
社団法人米子市シルバ 人材センター	米子市東町二二四	米子市東町二二四

鳥取県告示第八百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 森 下 義 正 八頭郡佐治村大字森坪三〇一

山根 兵太郎	大字大井二〇一
鍵本 順一	大字刈地二七〇
西尾 憲一	大字加瀬木一三三四
中谷 禎治	大字高山五六
中島 早夫	大字古市一八六一
西尾 幸一郎	大字津無四七一
田中 義孝	大字加茂四五二
小谷 政雄	大字津野三六四
前田 一男	大字津無一〇九
森田 泰男	大字下大井一二四
藤岡 重勝	大字葛谷一三七一
谷口 克利	大字津野二四四
下石 讓	大字畑二三八

昭和六十一年八月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

森 下 義 正	八頭郡佐治村大字森坪三〇一
岡村 末廣	大字眷谷一二五
山根 兵太郎	大字大井二〇一
中谷 俊義	大字高山九八
鍵本 順一	大字刈地二七〇
西尾 憲一	大字加瀬木一三三四
中谷 禎治	大字高山五六
中島 早夫	大字古市一八六一

西尾幸一郎	大字津無四七一
田中義孝	大字加茂四五二
谷口賢一	大字津野三六五
前田一男	大字津無一〇九
森田泰男	大字下大井一二四
藤岡重勝	大字葛谷一三七一
監事 長谷英俊	大字古市一六五
谷口克利	大字津野二四四
下石 讓	大字畑二三八

昭和六十一年八月三十一日就任 任期三年

鳥取県告示第八百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業上峰寺地区区画整理）を昭和六十一年十月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百五十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字安蔵字横谷一〇九七の一・字本谷一〇九四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十一年十月七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十一年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
三朝中線	東伯郡三朝町大字中津字中原五〇九 一―地先から同大字字大河内四三 地先まで	三・〇 一・二・八	一、三八七 〇

鳥取県告示第八百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十一年十月七日から二週間鳥取県土木部道路課
 において一般の縦覧に供する。

昭和六十一年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
溝口伯太線	西伯郡会見町浅井字上河原二 六九―四地先から同字二八― 一―地先まで	変更前 五・〇 一三・五	変更後 五・〇 四一・八	一五五・〇 一五五・〇

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
溝口伯太線	変更前 九六―三 上河原二七 八―二地先 まで	西伯郡会見町朝金字淵ノ前二 上河原二七 八―二地先 まで	五・〇 三二・五	九五六・〇 九五六・〇
	変更後 一〇―八 西伯郡会見町山字トウトウ 井字西光寺二六五―一 地先まで	西伯郡会見町朝金字淵ノ前二 上河原二七 八―二地先 まで	一〇・七 三二・〇	三三九・〇 三三九・〇

鳥取県告示第八百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十一年十月七日から二週間鳥取県土木部道路課
 において一般の縦覧に供する。

昭和六十一年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

地方労働委員会告示

路線名	溝口伯太線	区間	西伯郡会見町浅井字上河原二六九―四地先から同字二八一―一地先	供用開始の期日	昭和六十一年十月七日
	三朝中線		西伯郡会見町市山字トウトウ一〇八四―一―一地先から同町浅井字西光寺二六五―一―一地先まで 東伯郡三朝町大字中津字中原五〇九―一―一地先から同大字大河内四三―三―一―一地先まで		

氏名	大木戸 武敏	生年月日	昭三・四・三	住所	鳥取市立川町六丁目五三四	職	鳥取県中立組合連絡協議会議長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	業		電話番号	組合(三洋) (〇五七)三三―三三〇〇 自宅 (〇五七)三六―四四四	経験及び履歴	鳥取県中立組合連絡協議会事務局次長 鳥取三洋電機労働組合副中央執行委員長	委嘱年月日	昭六・九・三
----	--------	------	--------	----	--------------	---	---	---	--	------	---	--------	---	-------	--------

二 解任
川勝敏和

鳥取県地方労働委員会告示第二号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和六十一年九月二十五日委嘱し、及び解任したので、労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十月七日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

一 委嘱

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和61年10月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 期日及び場所

昭和61年11月25日（火曜日）午前10時から午後3時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、所定の受験願書に次の書類を添えて住所地在管轄する保健所長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.0センチメートル、横の長さ3.0センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1葉

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 4,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の提出期限

昭和61年10月29日（水曜日）まで